

## 教育本部顧問規程

(目的)

**第1条** 教育本部顧問は、教育本部事業の円滑な運営を図るため、スキー連盟事業の企画・運営に精通している者に委嘱し、教育本部事業の目的達成に貢献することを目的とする。

(選出方法)

**第2条** 顧問は、教育本部長経験者の中から教育本部理事会において選任し委嘱する。

(参加)

**第3条** 顧問は、教育本部長の相談に応じ、教育本部理事会から諮問された事項について参考意見を述べる。

(任期)

**第4条** 顧問の任期は2年間とする。ただし、再任は妨げない。

(規程の改廃)

**第5条** この規程の改廃は、教育本部理事会の議決による。

附則

令和 2年10月24日 制定

## シニアアドバイザー規程

(目的)

**第1条** シニアアドバイザーは、教育本部施策及び当面する活動等に対し、必要に応じて支援するものとし、教育本部理事会の要請により助言及び研究をおこなう。

(委嘱基準)

**第2条** シニアアドバイザーは、次のいずれかの基準に該当する者を教育本部理事会において選任し、教育本部長が委嘱する。

- (1) 教育本部理事経験者
- (2) SAJ専門委員経験者
- (3) テクニカルアドバイザー経験者
- (4) 統括部正・副部長経験者

(参加)

**第3条** シニアアドバイザーは、本連盟の主管する教育本部会議（夏季・冬季）に出席することができる。

2 参加費用（宿泊料金等）は自己負担とする。指導者研修会及びクリニックの受講修了（要資格継続）とする場合においても、参加費を負担するものとする。

(喪失)

**第4条** シニアアドバイザーで次に掲げる各号に該当する者は、委嘱を解く。

- (1) 指導員資格を喪失したとき。
- (2) 本連盟の規約に違反し、指導員の体面を汚すような行為があったとき。
- (3) 本人から辞退の申し出があったとき。

(任期)

**第5条** シニアアドバイザーの任期は2年間とする。ただし、再任は妨げない。

(規程の改廃)

**第6条** この規程の改廃は教育本部理事会の議決による。

附則

平成17年12月 1日 制定

平成24年 8月 1日 改定

平成28年 9月25日 改正

平成30年 7月16日 改正

## テクニカルアドバイザー規程

(目的)

**第1条** 教育本部テクニカルアドバイザーは、スキーの知識及び技術に優れ、かつスキー連盟の事業運営に精通している者を委員会のスタッフとして指名し、教育本部理事会の要請により、教育本部事業の目的達成のため活動する。

(委嘱基準)

**第2条** テクニカルアドバイザーは、次のいずれかの基準に該当する者を教育本部理事会において選任し、教育本部長が委嘱する。

- (1) SAJ専門委員経験者
- (2) 教育本部統括部の正・副部長経験者
- (3) SAJナショナルまたはSAJデモンストレーター経験者
- (4) SAHデモンストレーター経験者

(参加)

**第3条** テクニカルアドバイザーは本連盟の主管する教育本部会議（本部会議、夏季、冬季）等の教育本部長が要請する会議に出席するものとする。

(任期)

**第4条** テクニカルアドバイザーの任期は2年間とする。ただし、再任は妨げない。

(規程の改廃)

**第5条** この規程の改廃は、教育本部理事会の議決による。

附則

平成28年 9月25日 制定

平成30年 7月16日 改正